

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 28(あ)5224	原審裁判所名	札幌高等裁判所函館支部
事件名	建造物損壊	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 30 年 11 月 11 日	原審裁判年月日	昭和 28 年 11 月 10 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 9 卷 12 号 2438 頁		

判示事項	建造物損壊と自救行為
裁判要旨	被告人がその所有家屋（店舗）を増築する必要上、自己の借地内につきでいた A 所有家屋の玄関の軒先を間口八尺奥行一尺にわたり A の承諾をえないで切り取った場合において、右玄関は A が建築許可を受けないで不法に増築したものであり、また被告人の店舗増築は経営の危機を打開するため遷延を許さない事情にあつて、右軒先の切除により A のこうむる損害に比しこれを放置することにより被告人の受ける損害は甚大であつてとしても、被告人の右建造物損壊行為が自救行為としてその違法性を阻却されるものではない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	<p>被告人 B の弁護士登坂良作、同佐藤堅治郎の上告趣意第一点は大審院判例違反をいうけれども、原判決は刑法二六〇条の建造物の意義に関し所論判例に毫も相反するところがないから論旨は理由がない。同第二点は控訴趣意として主張せられず、従て原判決が判断を示していない事項について第一審判決の違憲を主張するものであつて適法な上告理由にあたらぬ。同第三点は事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由にあたらぬ。</p> <p>弁護士鍛冶利一、同登坂良作、同佐藤堅治郎の上告趣意第一点は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反の主張に外ならないし、同第二点及び同第三点ともに単なる法令違反の主張であつて、何れも刑訴四〇五条の上告理由にあたらぬ。（所論自救行為に関する原判決の判断は正当である。）</p> <p>被告人の上告趣意は違憲をいうが、実質は事実誤認の主張に帰し刑訴四〇五条の上告理由にあたらぬ。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。</p> <p>よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 栗山茂 裁判官 藤田八郎 裁判官 谷村唯一郎 裁判官 池田克）</p>